

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 10件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年1月1日から17年1月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社A（平成10年5月21日に株式会社Bに社名変更）における資格取得日に係る記録を8年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額について、8年1月から同年9月までを18万円、同年10月から13年9月までを17万円、同年10月から16年12月までを24万円とし、標準賞与額について、15年8月11日を20万円、同年12月26日を22万円、16年8月6日及び同年12月27日を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月31日から17年1月1日まで
厚生年金保険加入期間によると、株式会社Bにおける加入期間が平成17年1月からになっていることが分かった。同社には7年10月から勤務しており、16年12月までの期間が空白になっていることは納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年1月1日から17年1月1日までの期間については、株式会社Bの取締役及び元同僚の供述から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

また、株式会社Bの複数の元従業員は、いずれも当該期間において厚生年金保険の加入記録があり、申立人について、理由は不明であるが、給与

から保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険には加入していなかった旨を供述している。

さらに、株式会社Bにおける社会保険手続事務の責任者である取締役は、申立人について厚生年金保険への加入手続を行っていない一方、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを認めている。

加えて、株式会社Bが保管する賃金台帳、給与明細書及び従業員名簿等の資料における記載から、申立人が平成7年10月26日から同社に勤務し、かつ申立期間のうち8年1月分から16年12月分までの期間について給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書における厚生年金保険料控除額の記載から、平成8年1月から同年9月までを18万円、同年10月から13年9月までを17万円、同年10月から16年12月までを24万円とし、標準賞与額について、15年8月11日を20万円、同年12月26日を22万円、16年8月6日及び同年12月27日を20万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Bに係る「厚生年金保険被保険者資格取得届」から、同事業所において平成17年1月1日を申立人の厚生年金保険の資格取得日として届け出たことが確認できることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち平成7年10月31日から8年1月1日までの期間については、株式会社Bが保管する従業員名簿の記載から、申立人が同年10月26日から勤務していたことは確認できるものの、申立人に係る同年10月分から12月分の賃金台帳に厚生年金保険料控除額の記載が無いことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA企業組合本部における資格取得日は昭和40年6月1日、資格喪失日は41年2月1日であると認められ、また、資格取得日は同年7月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の標準報酬月額については、昭和40年6月から同年9月までは3万円、同年10月から41年1月までは3万6,000円、同年7月から同年9月までは3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月1日から41年10月1日まで
私は、昭和38年1月から41年10月までB企業組合C営業所に勤務していました。ねんきん特別便には、この期間の年金記録がないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年6月1日から41年2月1日までの期間、及び同年7月1日から同年10月1日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人は、A企業組合本部において勤務していたことが確認できる。

また、A企業組合本部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と同姓同名で未統合となっている被保険者記録が確認できる。

一方、A企業組合D営業所（現在は、有限会社E）の現在の事業主が保管している当時の従業員名簿には、申立人に係る昭和41年7月1日入社、本籍地、家族の名前の記載があり、当該営業所において勤務していた従業員は、同年10月1日までA企業組合本部において厚生年金保険に加入していたことから、同年7月1日から同年10月1日までの期間についての記録

は申立人の被保険者記録であると確認できる。

また、A企業組合本部の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、上記の記録のほかに、申立人と同姓同名で、同じ年金手帳記号番号で昭和40年6月1日から41年2月1日までの被保険者記録が確認できる。

さらに、A企業組合D営業所における当時の同僚は、申立人が申立期間に勤務していたことを供述していることから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記未統合の記録から、昭和40年6月から同年9月までは3万円、同年10月から41年1月までは3万6,000円、同年7月から同年9月までは3万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年1月1日から40年6月1日までの期間、及び41年2月1日から同年7月1日までの期間については、申立人は、B企業組合C営業所に勤務していたと主張しているところ、当該営業所に当時勤務していた元同僚が、「勤務期間は不明ではあるが、一緒に勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人がB企業組合C営業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、B企業組合が厚生年金保険適用事業所となっていたのは本部と別の営業所の2事業所のみで、B企業組合C営業所は適用事業所にはなっていないことが確認できる。

また、当該企業組合本部に勤務していた元事務員は、「各営業所の社会保険の事務手続きは本部では行っておらず、各営業所でされていた。」旨を供述しており、元同僚も同時期の厚生年金記録が無い旨を供述している。

さらに、B企業組合は、昭和44年1月に解散しており、当時の役員等の連絡先も不明で、当時の関係書類等の存否の確認はできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年4月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、標準報酬月額に係る記録を、申立期間のうち3年4月は32万円、同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成3年4月から同年9月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から3年10月1日まで

株式会社A本社に勤務していた期間について、保管していた一部の給料支払明細書とねんきん定期便に記載されていた保険料納付額に差があることに気付いた。当時30万円の給与を受けていたので、記録を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成3年4月分から同年9月分までの給料支払明細書により、当該期間については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より高い保険料が給与から控除されていることが確認できる。

なお、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であるこ

とから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、照会に対する当該事業所の回答から、当該事業所の保険料控除方法は当月控除であったことと併せて考えると、申立人の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、平成3年4月は32万円、同年5月は38万円、同年6月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の給料より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年6月から3年3月までについては、当該事業所は、従業員に支払った給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所へ届け出ている可能性はあるが、申立人は、当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、当該事業所も賃金台帳等関連資料を保有していないため、当該期間については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を推認できる資料等が無いことから、オンライン記録の標準報酬月額と申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額に基づく標準報酬月額の相違状況について検証することはできない。

また、申立期間のうち、平成2年6月から同年12月については、申立人から提出のあったB市の発行した「平成3年度分住民税特別徴収税額の通知書」に記載されている社会保険料控除額は、オンライン記録における申立人の標準報酬月額により計算した社会保険料額を下回っており、申立ての事実を確認することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年6月から3年3月までについては、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和48年10月を11万8,000円、50年9月を15万円、52年8月及び同年9月を20万円、53年9月を22万円、54年9月を24万円、56年9月を30万円、59年8月及び同年9月を34万円並びに60年9月を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から平成5年3月まで
(A株式会社)
② 平成5年7月から7年3月まで
(株式会社B)

昭和47年1月から平成7年3月までの私の給与は、会社支給総額で8,394万円となるが、社会保険庁（当時）の記録する標準報酬月額の累計額は8,011万6,000円である。差額が382万4,000円もあるのはおかしいので記録を調査し、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、申立人が所持する給与支払明細書から、昭和48年10月は11万8,000円、50年9月は15万円、52年8月及び同年9月は20万円、53年9月は22万円、54年9月は24万円、56年9月は30万円、59年8月及び同年9月は34万円並びに60年9月については36万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付義務を履行したか否かについては、事業主は関係資料を保管しておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、申立人が昭和47年1月から同年4月までのものと主張する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、当時の厚生年金保険料率による金額と異なる金額であり、申立人が主張する給与支払明細書の帰属年月は、実際とは異なる年月のものであると考えられ、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考えにくい。

また、申立期間①のうち、昭和47年9月、48年9月、55年9月及び63年12月は、オンライン記録の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料額よりも少ない金額の保険料が控除されていることが申立人の所持する給与支払明細書から確認できる。

さらに、申立期間①のうち、昭和49年8月、49年12月、52年1月、57年1月から同年12月までの期間、60年2月及び平成元年7月については、申立人は給与支払明細書を所持しておらず、申立てに係る事業所においても給与台帳等の保管が無く、申立人の給与から事業主により控除された厚生年金保険料の金額が確認できない。

加えて、申立期間①のうち、申立人が昭和63年10月及び同年12月のものと主張する給与支払明細書には、63年10月分に所得税の還付額が、同年12月分には所得税源泉徴収額が記載されているが、継続勤務する給与所得者であった申立人の場合、給与支払者からの所得税還付は年末調整にて行われることや63年中の他の月の給与支払明細書に記載されている所得税源泉徴収額から、申立人の主張する給与支払明細書の帰属年月について、63年10月と同年12月が入れ替わっているとみるのが自然であり、入れ替わっていたとする場合、控除されている保険料は記録されている標準報酬月額に基づく保険料と一致する。

また、申立期間①のうち、昭和47年5月から同年8月まで、同年10月から48年8月まで、同年11月から49年7月まで、同年9月から同年11月まで、50年1月から同年8月まで、同年10月から51年12月まで、52

年2月から同年7月まで、同年10月から53年8月まで、同年10月から54年8月まで、同年10月から55年8月まで、同年10月から56年8月まで、同年10月から同年12月まで、58年1月から59年7月まで、同年10月から60年1月まで、同年3月から同年8月まで、同年10月から63年11月まで、平成元年1月から同年6月まで及び同年8月から5年3月までの期間については、申立人が所持する給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

このほか、申立期間①のうち上記期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和47年1月から48年9月まで、同年11月から50年8月まで、同年10月から52年7月まで、同年10月から53年8月まで、同年10月から54年8月まで、同年10月から56年8月まで、同年10月から59年7月まで、同年10月から60年8月まで、同年10月から平成5年3月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

次に、申立期間②については、申立人が所持している給与支払明細書に記載されている厚生年金保険料額は、オンライン記録上の標準報酬月額を基に当時の厚生年金保険料の料率及び被保険者の負担割合を乗じて得られた額と一致している。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年5月30日に、同社D支店に係る資格取得日を同年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月31日から同年6月1日まで

申立人が株式会社A（現在は株式会社B）C支店から同社D支店に転勤した際に、オンライン記録では、C支店における厚生年金保険の資格喪失日が昭和43年5月31日で、D支店における資格取得日が同年6月1日となっているために、同年5月の厚生年金保険の加入記録が無い。株式会社A勤務期間中に途中退職したことはなく継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に株式会社AのC支店から同社D支店に転勤したとする時期について、社会保険事務所（当時）の記録では、転勤前の同社C支店に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和43年5月31日と記録され、一方転勤先の記録は、同社D支店において同年6月1日に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

しかし、株式会社Bに照会したところ、同社の保管する株式会社Aの人

事記録に基づき、申立人が当該事業所に継続して勤務し（昭和 43 年 5 月 30 日に株式会社AのC支店から同社D支店に異動）、厚生年金保険料を控除した旨の回答があり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 43 年 6 月の社会保険事務所の記録から、6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場における資格取得日に係る記録を昭和30年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年5月21日から同年7月1日まで
昭和28年4月から定年退職する平成7年3月までA株式会社に継続して勤務していたが、同社D工場から同社C工場に異動した昭和30年5月21日から同年7月1日までの期間について厚生年金保険の未加入期間となっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の元従業員からの回答から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和30年5月21日に同社D工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C工場における昭和30年7月の社会保険事務所(当時)の記録から1万円とすることが妥当である。

一方、A株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該事業所は昭和30年7月1日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所の

人事記録及び複数の元従業員の供述によれば、当該事業所は申立期間において10人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年3月まで

私は、結婚後、元夫と一緒に国民年金に加入した。当時は、生活が安定しておらず、国民年金保険料を免除してもらっていた。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、申立人の元夫と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を免除されていたと主張している。

しかしながら、申立人の元夫の国民年金手帳記号番号は、婚姻前の昭和41年7月に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるものの、申立期間の国民年金保険料を免除申請するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、A県B市の国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、同手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

また、申立人について、婚姻時の氏名を含め、複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年7月2日から同年8月15日まで

私は、昭和19年6月1日から20年8月15日までA株式会社(現在は、B株式会社) C 鉱業所に勤務していた。社会保険事務所(当時)に照会したところ、資格喪失日が同年7月2日となっているが、会社で終戦の知らせを聞いたので、再調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社C 鉱業所に照会したところ、当時の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除については分からない旨の供述をしている。

また、申立人が名前を挙げている複数の同僚に照会したところ、既に亡くなっているか又は所在が不明であり、唯一回答があった同僚からも勤務実態を確認できる供述が得られない上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該同僚が厚生年金保険に加入していたことは確認できない。

さらに、厚生年金保険被保険者台帳には申立人の資格喪失日が昭和20年7月2日と記載されており、オンライン記録と一致している。そこで、厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したが、申立内容を確認できる供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月 1 日から 28 年 3 月 31 日まで
② 昭和 28 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで

私は、申立期間①においてA工場に、また、申立期間②においてB工場に勤務していたが、いずれにおいても年金記録が無い。申立期間①及び②において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の期間については、「A工場」及び「B工場」は、所在地を管轄する法務局には両事業所の商業登記の記録は確認できず、また、社会保険事務所(当時)にも厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いことから、申立人が勤務していたとする事業所を特定することができないため、厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立期間①について、申立人が主張する所在地付近における類似名称の事業所である「C(株)」について調査したところ、当該事業所が厚生年金保険の適用となったのは、昭和 35 年 11 月 1 日であり、申立期間当時は適用事業所となっていないことが確認できる。また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、「C(株)」という名称については、申立人自身も自分が勤務していた事業所ではないと供述している。

さらに、申立期間②について、申立人が主張する所在地付近における類似名称の事業所である「D株式会社」について調査したところ、当該事業所は、昭和 23 年 3 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所となっているもの

の、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名の記載は無く、当該事業所に申立期間当時勤務していた複数の元従業員に照会しても、申立人の氏名に記憶は無いとの回答があった。また、「D株式会社」という名称については、申立人自身も自分が勤務していた事業所ではないと供述している。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に勤務していたとする事業所における同僚の氏名の記憶が無く、保険料控除の記憶も定かでない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 25 年 7 月 1 日まで
昭和 18 年に A 委員として B 会で勤務を始め、終戦後も引き続き C 組合(現在は、D 組合 E 支店)で勤務をしたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人が申立期間のうち少なくとも一部期間において、B 会及び C 組合に勤務していたことは推認できる。

しかし、B 会で申立人と同じ F 部に勤務していたとする元同僚についても、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことから、申立期間当時、当該事業所においては、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B 会(昭和 19 年に G 組合から名称変更)は健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録によると、昭和 19 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、当該事業所に係る新規適用時の同名簿に記載されている被保険者 8 人の中に申立人の氏名は確認できない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿には、申立人の資格取得日が 25 年 7 月 1 日と記載されている。

さらに、D 組合 E 支店の担当者は、「当該事業所は合併及び移転を繰り返しており、申立人に係る厚生年金保険料控除の事実を確認することができる関連資料等の存否が不明である。」と回答している上、当時の事業主も既

に亡くなっているために、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立期間のうち昭和18年4月1日から19年9月30日までの期間については、一般事務職及び女性従業者に係る厚生年金保険制度の運用開始期間は同年10月からであることから、当該期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月 20 日から同年 10 月 30 日まで
私は、A株式会社（後継会社はB株式会社）C営業所に昭和 27 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで勤務していたが、オンライン記録における厚生年金保険の加入記録では同年 4 月 1 日から同年 7 月 20 日までにされている。28 年*月に長女を出産した後、失業給付金を受けるため幼い子を背負いD職業安定所まで歩いて行ったことを記憶しているので、調査の上、申立期間について厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の後継会社であるB株式会社は平成 14 年 7 月に破産しており、当時の清算人及び破産管財人に照会したが、「申立期間当時の関係資料が全く残っていないため、申立人の勤務実態等は不明」と回答している上、当該事業所の申立期間当時の事業主の存否も不明であることから、申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、当時、当該事業所に勤務していた複数の元同僚に照会したが、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認するための供述を得ることができない。

さらに、申立人は雇用保険の失業給付の支給を受けたと主張しているため、E局F部G課に照会したが、申立人が雇用保険の失業給付を支給された記録は確認できない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の加入記録は昭和 27 年 4 月 1 日に資格を取得し、同年 7 月 20 日に資格を喪失しており、その後の申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号も連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、当時、申立人が加入していた健康保険においては夫の被扶養者になっていたと述べていることから、自らが厚生年金保険の被保険者であったという主張については合理性に欠ける。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として第四種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月 1 日から 61 年 4 月 1 日まで

昭和 59 年 3 月 1 日にA社を退職し、厚生年金保険の資格期間を満たすために、厚生年金保険第四種被保険者としての加入を申請し、保険料を支払ったにもかかわらず、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、第四種被保険者としての加入記録が無い。

当時の領収書等はないが、確かに保険料は一括で約 40 万円を支払ったので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 3 月 1 日にA社を退職後、厚生年金保険第四種被保険者の資格取得の手続を行い、同年 3 月 1 日から 61 年 4 月 1 日までの 25 か月間について、保険料として約 40 万円を一括納付したと申し立てている。

しかし、昭和 59 年 3 月 1 日の時点で、申立人が厚生年金保険の 35 歳以降の短縮特例による 180 か月の厚生年金保険の受給資格期間を満たすためには、61 年 5 月 1 日までの 29 か月間の保険料の納付が必要であり、申立人のA社を退職した時点での標準報酬月額 24 万円から計算すると、29 か月分の保険料額は 78 万 960 円（前納による割引を適用した場合）となるため、申立人の主張する保険料額約 40 万円とは金額が乖離^{かいり}している。

また、申立人は、「厚生年金保険の年金額を満額貰うためには 3 年分足りないことを市役所からの通知で知り、保険料は市役所に支払ったと思う。」旨主張しているが、厚生年金保険第四種被保険者については、旧厚生年金保険法第 15 条によれば、被保険者期間が 10 年以上であるものが被保険者

でなくなったときに、老齢給付を受けるために必要な被保険者期間を満たしていない場合には、都道府県知事に申し出ることによって任意に被保険者となることが規定されている。

さらに、社会保険事務所（当時）に照会したところ、「厚生年金保険被保険者の申し出については、住所地を管轄する社会保険事務所において受け付け、保険料の納付を収受しており、社会保険事務所が保険料の納付を勧奨することは無かった。」旨回答しているため、市役所からの通知で市役所に保険料を支払ったとする申立人の主張と合致しない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者に係る名簿及び債権管理簿には、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、整理番号に欠番も見られない。

また、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料が納付されていたことを確認できる領収書等の資料は所持しておらず、申立人が厚生年金保険第四種被保険者保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険第四種被保険者保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る第四種被保険者保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
平成 15 年 10 月から、正社員として 3 か月間 A クリニックで勤務した。
その間、歯科の国民健康保険に加入しており、厚生年金保険にも加入していたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、A クリニックに勤務していたことについては、事業主の供述及び事業所が保管している人事記録から確認できる。

しかし、上記事業主の供述によれば、当該事業所は開業から現在まで個人事業所であり、申立期間当時の従業員数はパートタイマーを含め 4 人であったと供述していることから、当時当該事業所は強制適用事業所の要件には該当しなかったと考えられる上、オンライン記録においても、当該事業所は平成 15 年の開業から現在に至るまで厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人は、申立期間に当該事業所において申立人と同様の勤務形態であった同僚の氏名を記憶しておらず、人物が特定できないため、申立期間における厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、申立人は当該事業所が開業時から加盟していた B 健康保険組合が交付した健康保険証を所持していたので厚生年金保険にも加入していたはずであると主張しているが、同健康保険への加入は、厚生年金保険の制度上、厚生年金保険の加入とは連動していない上、当該事業所の事業主も、同様に申立期間当時から同健康保険に加入しているものの、オンライン記

録において厚生年金保険被保険者であることは確認できないため、申立人の主張を認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
社会保険庁（当時）が記録する申立期間に係る標準報酬月額は、私が保管している税務署への申告書に記載された金額と相違している。納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 13 年 10 月 1 日）後の平成 13 年 10 月 19 日付けで、同事業所の代表取締役である申立人の申立期間における標準報酬月額が、12 年 10 月 1 日にさかのぼって 15 万円から 11 万円に訂正されていることが確認できる。

このことについて申立人は、申立期間当時、社会保険の手続は社会保険労務士か税理士に委託していたとしており、当該訂正処理について関与していなかったとしている。

しかしながら、当該社会保険労務士に照会したところ、平成 12 年 5 月に株式会社AがB市からC市へ移転していることを知らず、申立期間当時は既に連絡が取れなくなった時期である旨供述しているほか、当該税理士については、決算処理を受託したものの、社会保険の手続は行っていなかった旨供述があった。

また、滞納処分票によれば、平成 13 年 10 月 11 日付けで、「社長来所。仕事もなく生活も苦しい状況であり保険料の支払い困難。ここ数年常に大幅赤字で決算しており、私費をつぎ込んでいる。事業として成り立ってお

らず休業状態とほぼ変わらないと申し立つ。結果10月1日付全喪となる。」と記載されているほか、その後記録されている申立期間に係る厚生年金保険料の合計額は、訂正後の標準報酬月額に見合う保険料の合計額と一致する。

以上のことから、申立人は、事業主として当該訂正処理に関する届出及び保険料の支払い等について直接関与し、又は知り得る立場にあったものと推認される。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 8 月 1 日から 37 年 9 月 24 日まで
A株式会社の厚生年金保険加入期間については、脱退手当金を受給した
ことになっているが、受け取った記憶は無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年12月27日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には「脱」表示は無いものの、申立人を含め、昭和38年3月以前に当該事業所において脱退手当金の支給記録が確認できる7人全員に「脱」表示が無いことから、「脱」表示が無いことをもって、脱退手当金が支給されていないと推認することはできず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月 21 日から 44 年 12 月 20 日まで
「ねんきん特別便」を見て、A病院に勤務していた厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されていることを知った。
私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 45. 1. 13 B 社会保険事務所」、「現金 45. 2. 2 支払済」の押印が有ることから、申立期間に係る脱退手当金は、現金により窓口で支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 45. 1. 20」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 2 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1492 (事案 442 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 13 日から 45 年 9 月 1 日まで
私が、社会保険事務所(当時)において健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「脱」表示を確認したところ、押印されている場所からみて、別人である可能性がある。また、脱退手当金が支払われたとすれば、どのような経路で支給されたのか確認してほしい。さらに、脱退手当金裁定請求書がA社会保険事務所に提出されていないことを社会保険事務所の担当者に確認したので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の支給資格が有る 22 人の支給記録を確認したところ、20 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち 19 人について資格喪失日の約 1 か月から 5 か月後に脱退手当金の支給決定がなされていること、ii) 申立人の同被保険者名簿には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 か月後の昭和 45 年 10 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 1 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、①申立人が社会保険事務所において健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「脱」表示を確認したところ別人の表示である可能性

があること、②脱退手当金はどのような経路で支給されたのか確認してほしいこと、③脱退手当金裁定請求書がA社会保険事務所に提出されていないことを確認しているとして、再申立てを行っている。

しかしながら、①については、申立人の被保険者名簿欄に有る「脱」表示は申立人のものであることが確認できること、②及び③について、A社会保険事務所では、昭和51年3月以前の脱退手当金裁定請求書については破棄処分したとしていることから、脱退手当金の支給経路を特定できず、同事務所は、そのような回答はしていないとしており、再申立内容は、脱退手当金の支給自体を疑わせる新たな事情とは考え難いことから、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。